

第1章



人と自然との共生の確保

第1章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進【自然環境課】

島根県には、多様で豊かな自然が多く存在していることから、大山隠岐国立公園をはじめ、国定公園を2公園、県立自然公園を11公園、島根県自然環境保全地域を6地域指定しており、その保全を図るとともに、中国自然歩道等を整備し、利活用の推進に努めています。

また、生物の多様性や自然との共生についての理解を深め、自然とのふれあいを推進するため、自然体験学習の拠点として三瓶自然館サヒメル、宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスを整備運営するとともに、自然保護ボランティアの育成や活動の支援を行い、自然とのふれあいの場の提供と自然環境学習の推進に努めています。

1 優れた自然の保全

(1) 島根県自然環境保全地域等の保全

「島根県自然環境保全条例」に基づき、学術的価値の高い優れた自然の存する6地域を島根県自然環境保全地域に指定しており、地元の保護団体等の協力を得ながら、巡視や草刈りなどの保全活動を実施しています。

飯南町の赤名湿地性植物群落においては、自然遷移による乾陸化が進み、湿地性植物の衰退が懸念されていることから、地元ボランティア等の協力を得ながらヨシやノイバラなどの除草作業を実施し、自然再生に取り組んでいます。

三瓶山北の原にある「姫逃池」においても自然再生に取り組んでおり、水面の回復とカキツバタ自生地（県指定天然記念物）の生育環境の改善を図っています。カキツバタの周辺に他の植物の繁茂が目立つようになっていることから、地元を中心としたボランティアの協力を得て、除草作業などを実施しています。

(2) 身近な自然の保護と活用

自然公園や自然環境保全地域といった法規制に基づく地域のほか、昭和62年度から身近な自然環境の中に点在している貴重な自然や地域のシンボルとして守られている自然を「みんなで守る郷土の自然」として56箇所を選定しています。

また、居住地及びその周辺で身近な自然が残されており、昆虫や野鳥等の小動物や植物の観察など自然に親しむことに適した歩道等を「みんなでつくる身近な自然観察路」として49箇所を選定し、自発的な活動を支援しています。

このほか、地域住民自らが守り育て活用している身近な森や林を「みんなで親しむふるさとの杜」として2箇所を選定しています。

(3) 自然保護意識の普及・啓発

自然環境の適正な保全と利用を推進するため、広報紙やホームページ等により自然保護意識の普及啓発に取り組むとともに、生物多様性の重要性や自然保護思想の普及啓発を目的として、NACS-J自然観察指導員講習会を開催しました。

第1章 人と自然との共生の確保

(4) 小豆原埋没林の保存と利用

三瓶山の小豆原地区に存在する埋没林は、約4000年前の三瓶山の噴火により巨木が埋没したものであることが、調査により明らかとなっています。縄文時代の森の様子を知ることができる貴重な史料であることから、国の天然記念物に指定されるとともに、出土した場所を「三瓶小豆原埋没林公園」として整備し、保存と活用を進めています。平成19年度からは各分野の専門家による「三瓶小豆原埋没林保存検討委員会」を設置し、保存活用方法の検討を行っています。平成28年度は第7回委員会を開催し、地下水の対策工法や埋没木の保存処理方法等について検討しました。

2 自然公園の保護と利用

(1) 本県の自然公園

我が国の四季折々の自然風景は、私たちの人間性や情緒を育む母体です。

そこで、特に優れた自然の風景地を国民の遺産として後世に引き継いでいくために、国立・国定公園及び県立自然公園に指定してその保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として、利用の促進を図っています。

本県においても、隠岐諸島や島根半島に代表される優れた自然の海岸風景や、三瓶山、中国山地の山岳・渓谷景観を有しているため、大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園のほか11の県立自然公園が指定されており、その総面積（海面を除く）は40,497haで、県土面積の約6%を占めています。

このほか、大山隠岐国立公園には、隠岐島地域と島根半島地域の海面に、海域公園地区5地区と普通地域が指定されています。

(2) 自然公園の保護

自然公園は、その優れた自然風景を保護するために、特別保護地区、特別地域、普通地域等を指定し、景観を損なう可能性のある一定の行為を禁止・制限しています。特別地域等では一定の行為を行うにあたり、事前に環境大臣や知事等に許可を得る必要があります。また、普通地域では一定の行為の実施前に届出の提出が必要です。平成28年度は国定公園及び県立自然公園で26件の許可処分を行い、1件の届出を受理しました。

また、4月29日から6月30日を「野生動植物違法採取防止強化期間」として設定し、島根県自然保護レンジャーなどのボランティアの協力を得ながら、自然公園等のパトロールを強化し、違法採取の防止及び適正な利用を呼びかけました。

(3) 自然公園の利用

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するものであるとともに、自然とのふれあいの場としても活用されています。身近な自然を相手とするハイキング、自然探勝等の低廉で健全な野外レクリエーションの需要は高く、自然に恵まれた本県の自然公園は、これらの需要を満たす格好の場として利用されています。

平成28年の自然公園の利用者は、大山隠岐国立公園が約819万人、国定公園が約21万人、県立自然公園が約325万人でした。

(4) 自然公園の施設整備及び管理

自然に親しむ目的で自然公園を訪れる利用者のための自然探勝歩道、駐車場及び公衆トイレ等の利用施設の整備を国、県及び市町村が連携を取りながら整備を進めており、平成28年度は平成25年

豪雨災害により被災した県西部の自然公園施設を復旧するための作業を継続し行いました。

自然公園内の施設の管理については、原則として市町村に管理を委託し、安全で快適な自然公園の利用を図りました。また、自然公園内でも特に風致維持・景観保護を必要とする地域の美化清掃経費について、市町村に自然公園美化清掃交付金を交付しました。

3 自然とのふれあいの増進及びボランティアの活躍

(1) 自然とのふれあい機会の増進

① 自然系博物館などの活用

これまでに整備した三瓶自然館サヒメル、宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスなどの自然体験学習の拠点施設や県民の森などのフィールドを活用して、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や自然資源の持続可能な利用などについて学ぶ機会を提供しました。また、三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の管理運営にあたっては、それぞれ、公益財団法人しまね自然と環境財団、公益財団法人ホシザキグリーン財団、公益財団法人しまね海洋館を指定管理者とし、効率的で適切な管理を行うとともに自然教育の場として利用の促進を図っています。

また、これらの施設では、自然環境に関する調査研究や環境教育に努めました。

② 自然とふれあう行事の実施

4月15日から5月14日までの1か月間を、国民一人ひとりが自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむという趣旨から、全国的に「自然とふれあうみどりの月間」とされ、自然とのふれあいに関する各種行事が実施されました。

7月21日から8月20日までの1か月間に、自然公園の利用を中心とした「自然に親しむ運動」が全国的に展開され、県内各地においても自然に親しむ各種の行事が実施されました。この期間中、自然公園指導員環境省自然環境局長表彰の伝達式を行いました。

10月の1か月間を、多くの人々が全国の長距離自然歩道をはじめ自然や文化に恵まれた自然歩道を歩くことを通じて、自然とふれあい、自然への理解を深めることを目的として「全国・自然歩道を歩こう月間」とされ、各種行事が実施されました。この期間中、自然歩道関係功労者環境省自然環境局長表彰の伝達式を行いました。

(2) 中国自然歩道の整備及び利用促進

中国自然歩道は、中国5県の美しい自然や文化的遺産を一本の道で結んだ総延長2,294.8kmの自然歩道です。島根県内には昭和52年～昭和57年度（平成4、平成21年度に見直し）に策定した総延長654.5kmの自然歩道があり、本線ルート546.7km（美保関—畠薬師一大社—立久恵—三瓶—温泉津—川本—浜田—匹見—津和野）と南北ルート107.8km（一畠薬師—斐川—木次—吾妻山）があります。

通常のパトロール、草刈等の管理を市町村等に委託するとともに、災害等によって破損した箇所の維持補修工事を実施しています。

中国自然歩道を多くの方に知ってもらい、ハイキング等の利用促進をはかるため、17種類のパンフレットを作成し、モデルコースや見どころ等を紹介しています。

(3) ボランティアの活躍

① 自然保護レンジャー制度

県内の自然公園等（国立・国定・県立自然公園、中国自然歩道、自然環境保全地域）において

第1章 人と自然との共生の確保

ボランティアとして動植物の保護、野外活動の指導及び情報提供などの活動に従事できる方154名を第17期島根県自然保護レンジャーとして委嘱（任期2年：平成28年度～平成29年度）し、その協力を得て自然保護の推進を図りました。

② 自然公園等ボランティア整備

自然保護レンジャーや地元自然保護団体など、県民との協働事業という形で、自然公園等の整備を行っています。平成28年度は、立久恵岐県立自然公園等に植物名看板等を設置しました。

4 隠岐ユネスコ世界ジオパークの活用推進

隠岐諸島は平成21年10月に日本ジオパークに、平成25年9月には世界ジオパークに認定されました。また平成27年11月には世界ジオパークの事業がユネスコの正式事業となりました。

島根県は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会や地元町村等と連携して、情報発信の強化、多言語対応の強化、来島者の満足度向上、地域への啓発向上などに取り組んでいます。

■ジオパークとは

ジオパークとは、地球や大地を意味する「ジオ」と公園を意味する「パーク」を合わせた造語で、優れた価値を持つ地質遺産だけでなく、歴史や文化、生態系などを含む総合的な公園です。

■ユネスコ世界ジオパークと日本ジオパーク

ユネスコ世界ジオパークは、世界ジオパークネットワーク及びユネスコの審査を経て認定された地域であり、平成29年5月現在で、35か国、127地域が認定されています。日本国内では、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸、隠岐、阿蘇、アポイ岳の8地域が認定されています。

日本ジオパークは、日本ジオパーク委員会が認定する国内版のジオパークです。平成29年9月末現在で、上記8地域の他、南アルプス、恐竜渓谷ふくい勝山、白滝、伊豆大島、霧島、盤梯山、下仁田、茨城県北、白山手取川、秩父、男鹿半島・大潟、箱根、佐渡、銚子、伊豆半島、八峰白神、四国西予、ゆざわ、三陸、おおいた姫島、おおいた豊後大野、三笠、桜島・錦江湾、とかち鹿追、南紀熊野、立山黒部、天草、苗場山麓、Mine秋吉台、三島村・鬼界カルデラ、栗駒山麓、下北、筑波山地域、浅間山北麓、鳥海山・飛島の35地域、計43地域が認定されています。

第2節 生物の多様性の確保

生物の多様性は、個々の生物種や地域における個体群が維持され、全体として生態系が保全されることにより確保されます。本県の豊かな自然環境とその営みを守るために、森林、河川、湖沼、海岸、里地里山など、それぞれの生態系に応じた生物の生息・生育環境の保全と回復を図ることが重要です。

1 野生動植物の保護対策【自然環境課】

(1) 「しまねレッドデータブック」の発行

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況等を取りまとめたものです。平成8年度に「しまねレッドデータブック」を発行し、平成15年度に「改訂しまねレッドデータブック」を発行しました。10年を目処に改訂を行うこととし、平成22年度から改訂作業に着手し、平成24年度に「改訂しまねレッドデータブック2013植物編」(掲載種数394種)、平成25年度に「改訂しまねレッドデータブック2014動物編」(掲載種数550種)の発行を行いました。

さらに平成35年度の改訂に向けて、絶滅危惧種の情報収集を行っています。

(2) 自然環境の調査・情報整備と活用

① 調査と情報収集

野生動植物の生息生育実態をはじめとする自然環境調査や、既存データの収集整理を行っています。平成28年度は、魚類を中心とした河川の生物調査を行いました。

② 環境に配慮した工事の推進

調査結果と収集した情報については、データベース化を行い地図情報として整理し、各種の開発協議や大規模工事等における各種事業計画の照会に対し、貴重な野生動植物の生息情報の提供と自然環境への配慮に関する助言を行うなど、環境に配慮した工事の推進に活用しています。

(3) 希少野生動植物の保護対策

県内に生息生育する希少野生動植物の保護を図り、生物の多様性が確保された健全な自然環境を次代に継承することを目的とした「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特に保護を図る必要のある「指定希少野生動植物」の指定を行っています。

これらは保護管理計画を定め、モニタリングや保護増殖などの保護管理事業を実施することとしています。地元団体や専門家等を「希少野生動植物保護巡視員」に認定し、生息生育環境のモニタリング及び普及啓発を行っています。

特にミナミアカヒレタビラについては、生息環境の変化から生息数の減少が見られたため、保護対策協議会を設置し、地元団体や専門家等と連携し、保護管理事業を実施しています。

(4) 生物多様性の保全上重要な地域の選定

環境省では、ある程度人の手が加わっている二次的自然の生物多様性に着目し、平成25年から「生物多様性保全上重要な里地里山」の選定の検討を行い、平成27年12月に公表しました。島根県内では、8地区が選定されています。

また、環境省は生物多様性の観点から重要な湿地として「日本の重要湿地500」を選定していましたが、平成26年～平成27年にかけて再検討を行い、新たに「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」として平成28年4月に公表しました。島根県内では、ラムサール登録湿地である宍道湖・中海をはじめとして9か所が選定されています。

また、環境省は平成23年度から「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の選定も進めており、

第1章 人と自然との共生の確保

平成28年4月に公表されました。島根県内では隱岐諸島周辺をはじめとして沿岸4か所が選定されています。

これらの周辺で開発行為などが行われる際に考慮されることが期待されます。

2 野生鳥獣の保護管理対策【森林整備課（鳥獣対策室）】

野生鳥獣による農林作物等の被害を防止しながら、野生鳥獣の保護管理を図るために、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定した第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年度～平成33年度）および、絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づいて鳥獣行政を推進していくもので、その主要事項は次のとおりです。

- ① 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、キジ・ヤマドリ）、鉛散弾規制区域の指定整備に関する事項
- ② 有害鳥獣の捕獲に関する事項
- ③ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ④ 鳥獣保護事業の啓発及び実施体制の整備に関する事項
- ⑤ 絶滅のおそれのある種の保存に関する事項

平成28年度に実施した主な事業は次のとおりです。

- (1) 年度末現在の鳥獣保護区等の指定状況は別表1-2-2のとおりで、鳥獣保護区の新規指定はありませんでした。
- (2) 愛鳥週間（5月10～16日）行事の一環として、小・中・高等学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象とした愛鳥週間ポスター図案の募集（応募校44校、応募数449点）、その入賞者の表彰と作品の展示や野鳥観察会（松江市内、出雲市内）を実施し愛鳥思想の普及啓発に努めました。
- (3) 水鳥の保護対策の基礎資料とするため、例年行っているガンカモ類の生息調査（宍道湖・神西湖・高津川）を10月から3月までの間に行い、ガンカモ類の一斉渡来状況調査（県内全域）を平成29年1月15日に実施しました。（表1-2-3）
- (4) 傷病野生鳥獣の救護対策として、傷病野生鳥獣救護ドクターの8名により鳥類16件の傷病鳥獣の治療を実施しました。
- (5) 本県では出雲北山山地をニホンジカ捕獲禁止区域に指定し狩猟を禁止していますが、頻繁な出没や農林作物被害が深刻なことから、個体数調整と生息環境整備を重点的に進めました。併せて生息頭数調査（区画法調査・ライトセンサス調査）を実施し、より正確な頭数把握に努めました。
- (6) 西中国山地に生息するツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づき対策を講じてきました。しかし近年、人家周辺に出没したり、農林作物畜産等への被害を発生させる状況にあるため、鳥獣専門指導員5名を配置し、出没時の対応や被害対策を講じるなど、適切な保護管理に努めました。
- (7) 野生鳥獣による農作物被害対策として、防護柵等の設置及び有害鳥獣捕獲を推進し、その軽減及び防止に努めました。

表1-2-2 鳥獣保護区等の指定状況

(単位面積: ha)

種別	設定区分	27年度		28年度		備考
		箇所数	面積	箇所数	面積	
鳥 獣 保 護 区	国指定	2	15,846	2	15,846	中海・宍道湖
〃	県指定	80	30,199	80	29,946	
特 别 保 護 地 区	国指定	2	15,635	2	15,635	中海・宍道湖
〃	県指定	12	488	12	488	
休 猿 区	〃	2	1,832	1	1,210	
特 定 猿 具 使用 禁 止 区 域	〃	78	24,157	74	33,640	
ニホンジカ捕獲禁止区域	〃	1	6,980	1	6,980	
キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	〃	5	16,104	3	12,192	
指 定 猿 法 使用 禁 止 区 域	〃	1	50	1	50	

表1-2-3 水鳥生息調査状況

(単位: 羽)

年度 \ 種別	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ヨシガモ	オカヨシガモ
24	1,356	13,163	6,027	1,948	55	638
25	1,397	10,929	6,961	1,726	85	347
26	874	13,056	5,336	1,750	57	217
27	1,447	12,732	5,017	884	133	937
28	604	13,588	5,165	904	160	330

ヒドリガモ	オナガガモ	ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	トモエガモ
1,662	2,593	253	3,993	23,643	19,632	6
1,190	1,068	279	2,805	19,442	28,609	—
1,651	1,838	181	5,099	12,681	14,281	3,709
2,091	1,066	533	3,117	17,565	8,566	3
1,280	890	67	1,499	10,834	15,220	148

ホオジロガモ	ウミアイサ	カワアイサ	ミコアイサ	ツクシガモ	アメリカヒドリ	アカツクシガモ
360	35	154	22	30	—	1
241	16	120	9	1	1	—
249	6	174	4	10	—	—
281	37	212	8	10	—	—
163	5	265	6	3	—	1

オオハクチョウ	コハクチョウ	マガン	ヒシクイ	その他	計
4	2,088	3,927	84	2,902	84,576
7	2,032	3,221	88	397	80,971
4	2,252	2,421	111	30	65,991
4	1,621	2,780	102	6,030	65,176
—	1,975	2,936	162	205	56,410

第1章 人と自然との共生の確保

3 ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境の保全」と「賢明な利用」の推進【環境政策課】

平成17年11月、宍道湖と中海はラムサール条約湿地として登録されました。この条約の3つの柱である、「環境の保全」、「賢明な利用」及び「交流・学習」を推進し、両湖の豊かな恵みを次世代へ承継していくという壮大な理念の実現に向け、長期的視点に立った、息の長い取組を着実に実施してきました。この結果、鳥取県との連携や他の条約湿地との交流が促進されるなどの成果がありました。

平成28年度は、新潟県で開催されて以来15年ぶりの全国シンポジウムとなる「ラムサールシンポジウム 2016 in 中海・宍道湖」を島根・鳥取両県並びに環境省、中海・宍道湖・大山圏域市長会などと共に開催すると共に、鳥取県と連携し、こどもラムサール交流会を実施しました。

・ラムサールシンポジウム 2016 in 中海・宍道湖

平成28年8月27日から29日までの3日間に、鳥取県米子市で開催したシンポジウムでは、宍道湖・中海で環境活動に取り組む団体の事例発表のほか、全国の湿地関係者が集まり、湿地の保全や賢明な利用、交流学習等の取組の現状と課題について発表が行われました。

【来場者数：約320人】

・こどもラムサール交流会

平成28年10月15日から16日までの2日間で開催した交流会では、次世代の湿地保全を担う両県の子どもたちへ「交流・学習」の機会を提供するため、韓国のウポ沼（慶尚南道昌寧郡）へ子どもたちを派遣し、トキ復元のための取組を行う水田での体験学習などを実施した。韓国との交流会は2年続けており、さらに交流を深めることができた。

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1 森林・農地・漁場の保全

(1) 森林の公益的機能の維持保全【森林整備課】

森林は、水資源のかん養や、土砂流出防備等国土の保全機能はもとより、二酸化炭素を吸収し、再生産が可能な資源である木材の生産など、地球温暖化の防止に重要な役割を担っています。

県では地域森林計画を策定し、森林資源の利用と再生、間伐等による森林機能の充実・強化を図るための取り組みをしています。

森林整備を進めるにあたっては、補助事業により森林所有者等が行う植栽、下刈り、間伐などの費用負担の軽減や、林道・作業道などの路網の整備による施業の低コスト化の推進などを行っています。

また、特に重要な役割を果たしている森林については、保安林に指定し、その機能が失われないように開発行為などを制限して保全に努めるほか、自然災害等により機能が低下したものについては、治山事業により機能回復のための防災施設の設置や森林整備を行っています。

(2) 水と緑の森づくり【林業課】

水資源のかん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすこととして、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組みます。

- ① 再生の森事業（荒廃森林の再生）
- ② みーものの森づくり事業（県民提案型森林保全・利用・学習活動支援）
- ③ 森づくり推進事業（森づくり情報交流・人材養成など）

(3) 松くい虫及びナラ枯れ被害対策の推進【森林整備課】

県内の松くい虫被害は昭和59年の約11万m³をピークに減少傾向で推移していましたが、出雲市における空中散布の中止や夏の高温少雨等の影響により平成23年はピーク時を上回る約13万m³と急拡大しました。その後、平成28年は約1.1万m³と減少しています。

現在は、出雲市を中心に公益的機能の高い松林を対象にした樹幹注入による予防措置と被害木の駆除措置を組み合わせた被害対策を行い被害軽減に努めています。

また、平成20年秋から、松くい虫被害を受けにくい抵抗性マツの苗木の出荷が始まり、特に海岸部の被害跡地への植栽用として活用されています。

ナラ枯れ被害は、昭和61年に益田市美都町で被害木が確認されました。その後、県東部へと被害が広がり隠岐諸島を除く全市町で発生しています。

ナラ枯れ被害対策としては、被害木の処理に加え、広葉樹の積極的な利用による高齢の広葉樹林を若齢へ更新する取り組みにより被害の軽減に努めています。

(4) 農地保全対策の推進【農村整備課】

農村地域は、食料の生産・供給の場であるとともに、そこに住む人々の生活の場であり、豊かな自然や、気候・風土に育まれた独特の農村景観により人々に安らぎを与えてきた場でもあります。

特に県土の8割以上を占める中山間地域では、生産基盤整備や生活環境整備を一体的・総合的に行うことにより、農業農村の活性化を図りながら農地の保全を積極的に展開しています。またその整備に当たっては、生態系や景観・親水にも配慮し、新たな農村環境を生み出すことなどにより、

第1章 人と自然との共生の確保

地域住民の憩いの場や都市交流の場としても活用できるよう整備しています。

① 中山間地域総合整備事業

過疎、山村振興、離島振興、半島振興、特定農山村の指定を受けた中山間地域で、ほ場整備や農道、農業用用排水路などの農業生産基盤や、集落道や防災安全施設などの農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農村を取り巻く環境保全対策を実施しています。

平成28年度事業実施地区数 7 地区

② 中山間ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）

中山間地域等における水路や農道などの土地改良施設や、これと一体的に保全する必要があると認められた農地について、多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るために、人材の育成や、土地改良施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行います。

(5) 環境にやさしい農業の確立【農産園芸課】

① 推進事業

ア 島根県『環境農業』推進協議会の開催

学識経験者、流通関係者、消費者等を委員とする島根県『環境農業』推進協議会を開催し、有機農業の推進や島根県エコロジー農産物推奨制度等について検討を行いました。

イ 有機農業に関する啓発・研修の実施

県民の有機農業への関心を高めるため、公式Facebookページによる情報発信、有機農産物読本の作成・県内保育園への配布、イベントへの出展等によるPRを行いました。また、有機農業実践者の技術向上や販売力強化のための研修会を開催しました。

ウ 実証展示ほ場の設置

隠岐支庁、各農林振興センターで、環境にやさしい農業技術の実証展示を行い、その普及拡大を図りました。

エ 島根県エコロジー農産物推奨制度の推進

各種イベントを通じ、エコロジー農産物推奨制度の趣旨の理解や消費拡大に向けたPRを実施しました。これらの取組みにより、持続農業法に基づく認定農業者（エコファーマー）は平成28年度中に新たに129名が認定を受け、平成28年度末で1,430名となっています。

② 農業用廃プラスチックの適正処理

島根県農業用廃プラスチック適正処理推進方針（平成11年12月1日制定）に基づき、県内10の地域協議会等でのリサイクル処理及び農業用廃プラスチックリサイクル処理推進員の育成を実施しました。

推進員については、各地域でのリサイクル処理の推進とリサイクル処理のための分別を徹底するため、平成14年度から認定研修・試験を行っており、平成28年度は14名が新たに認定され、合計142名となりました。

これらの取組みにより、平成28年度のリサイクル処理率は81.3%となっています。

(6) 漁場環境保全対策の推進【水産課】

本県は、日本海、汽水湖である宍道湖・中海や江の川・高津川といった多様で豊かな水域が存在しています。また、そこは良好な漁場でもあり、様々な漁業が営まれ、年間を通して良質な魚介類の供給源となっています。

漁場となる海や湖・河川の環境を維持・保全することは、水産物を持続的に利用するうえで極めて重要であるため、水質や水生生物のモニタリングなどを行うことで、漁場環境の保全対策を推進しています。

① 宍道湖・中海に関する調査

宍道湖・中海において、調査点を定め、水質・底質・水生生物を継続調査するとともに、環境悪化の要因となっている貧酸素水塊の動態に関する自動観測データや定期調査結果を県のホームページ上で公開することにより情報提供を行っています。

② 赤潮・貝毒発生に関する漁場環境モニタリング調査

近年、日本海では有害赤潮の発生が頻発しており、漁業に甚大な被害をもたらしています。そのため、赤潮が発生しやすい時期に発生状況や海洋環境のモニタリング調査を実施しています。

また、イワガキ等の二枚貝類は、有害プランクトンを食べることにより毒化する可能性があるため、出雲・石見・隱岐海域において定期的に検査を実施し、貝類の毒化状況の監視に努めています。

2 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

(1) 木材利用の推進【林業課】

森林から生産される木材は、人にやさしく再生産可能な資源であり、二酸化炭素の吸収源対策に欠かせない「カーボンニュートラル」な資源です。

地域の森林から生産された木材を、県内外の住宅や公共施設等に幅広く利用し、さらに、未利用材や製材工場で発生した残材などの木質バイオマスを燃料等として有効に利用することは、森林整備を促進するとともに、地球温暖化防止や循環型社会形成に貢献します。

平成20年3月に策定された、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」及びその実践計画である「森林・林業戦略プラン（第3期：H28～31年度）」においても、原木増産と木材の供給体制の強化、木材製品の高品質・高付加価値化、県内はもとより海外を含めた県外への出荷拡大等により、木材利用を推進することとしています。

また、平成22年10月に施行された「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、平成22年12月には「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」、「島根県木材利用率先計画」（平成26年3月更新）を策定し、県内の公共建築物等における県産木材利用を積極的に進めています。

(2) 棚田地域の保全とその利活用【農村整備課】

農業生産の場として長い歴史を経て形成・維持されてきた棚田地域は、国土の保全や水資源のかん養など様々な公益的機能を有しており、下流域の都市住民の生命・財産を守る重要な役割を果たすとともに、農山村の原風景を保持するなどの多面的な機能を発揮しています。この棚田地域の保全や利活用を促進する地域活動の支援を行っています。

① 中山間ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

棚田保全への県民参加を促すとともに、保全や利活用のため活動を行う集落組織等の育成・定着並びに持続的な活動を支援します。

(3) 美しく豊かな海辺の保全と活用【漁港漁場整備課】

美しく豊かな海と漁業集落は、漁業活動に加え人々が訪れ、憩い、交流する場として重要な役割を果たしているためその維持・保全を推進しています。

① 漁業集落環境整備事業

漁業集落における生活環境の改善を総合的に図り併せて生活排水による海洋汚染を防止するため、集落道、水産用飲雑用水、漁業集落排水、緑地・広場等の整備を行います。

平成28年度事業実施地区 2地区

第1章 人と自然との共生の確保

② 海岸環境整備事業

国土の保全と併せて養浜や植栽・遊歩道の設置等により海岸部の総合的なレクリエーション機能の整備を行います。

平成28年度事業実施海岸 1 地区

第4節 景観保全と快適な生活空間の形成

1 良好的な景観形成の推進【都市計画課（景観政策室）】

(1) ふるさと島根の景観づくり

島根県は優れた自然景観に恵まれ、伝統文化に彩られた個性豊かな景観が形づくられてきましたが、これらの貴重な景観も時代の流れのなかで次第にその姿を変えつつあります。

そこで、わたしたちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら、過去の世代から受け継いだ貴重な景観を守り、育てることにより、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創るために平成3年12月に「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、景観形成上特に重要な地域である宍道湖周辺を「宍道湖景観形成地域」として指定し、良好な景観形成の推進を図るとともに、県内全域において、大規模な建造物の建設や開発行為などについて、適切な景観づくりを誘導しています。

なお、平成16年12月に「景観法」が施行されたことを受けて、県では、市町村によるよりきめ細かな景観づくりの推進を図ることとしています。

(2) 主な景観政策事業

① 大規模行為等の届出

景観に影響を与える建築物、工作物の設置や開発行為について、事前に届出を求め、良好な景観形成のためにその行為の形態、意匠、緑化等について必要な指導・助言を行っています。平成28年度は、大規模行為の届出が112件ありました。

② ふるさと島根の景観づくり事業費補助金

地域を主体とした魅力ある景観づくりを促進するために、島根県景観づくり基金（約6.3億円）により、住民や事業者が各種協定に基づき行う景観形成活動や、市町村等が行う景観向上のための自主的かつ積極的な活動を支援しています。

平成28年度は、市町村等の景観づくり経費補助が2件ありました。

③ 築地松景観保全整備事業

出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観をつくり出している築地松を後世に伝え残すため、築地松景観保全対策推進協議会が行う築地松の保全整備活動を支援しています。

平成28年度末現在で、特定85件、一般72件、合計157件の築地松景観保全住民協定を認定しています。

④ しまね景観賞

優れた景観を形成している建物などを表彰することにより、県民の景観に対する意識高揚を図るため、「第24回しまね景観賞」を実施しました。

平成28年度は、109通の応募があり、「まち・みどり・活動」など5部門で7件の表彰を行いました。

⑤ その他

住民等の景観づくりを支援するために、平成28年度は「景観アドバイザー派遣」を4件行いました。

2 緑化の推進【林業課】

平成10年度に県で策定した「島根県環境基本計画」の中に、「潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成」を目標に掲げており、この目標を達成するために、緑化推進運動等を通じて、緑豊かな生活環境づくりを推進しています。

第1章 人と自然との共生の確保

(1) 緑化推進運動

森林や樹木等の有する公益的機能に対する県民の期待が高まり、県民の自発的な協力によって森林を守り育てていくため、平成7年5月8日「緑の募金による森林整備等の促進に関する法律」が制定され、緑の募金が誕生しました。

この法律に基づき、(公社)島根県緑化推進委員会が緑の募金活動と募金による森林の整備及び緑化の推進の取り組みを行っています。

平成28年度においても、緑の募金を活用して森林整備事業、緑化推進事業、国際協力事業及び緑の少年団活動事業が行われました。

また、県立緑化センターを中心にして緑化相談などを通じ、緑化に関する普及啓発を図りました。

3 都市公園の整備【都市計画課】

都市公園は、都市空間に緑豊かなオープンスペースを確保し、都市景観の向上に役立つとともに、健康の維持増進やレクリエーション活動、文化活動の拠点となるほか、災害時には避難地・避難路、火災の延焼防止、救援活動の拠点となるなど多様な機能を有しています。

本県では、平成28年3月31日現在で407箇所（約1,102ha）の都市公園が開設されており、あらゆる人々が身近に憩える場として都市公園の整備を行うとともに、安全で安心して利用できるよう適切な維持管理や利用の促進を図っています。

4 多自然川づくりの推進【河川課】

平成9年に河川法が改正され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられました。また平成18年には、1. 河川全体の自然の営みを視野に入れ、2. 地域の暮らしや歴史・文化と結びつきのある、3. 河川管理全般を見据えた多自然川づくりという3つの事項を踏まえた提言「多自然川づくりへの展開」を基に「多自然川づくり基本指針」が定められ、「多自然川づくり」が全ての河川における川づくりの基本となりました。

そのため、個別箇所の局所的な視点ではなく河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために河川管理を行う「多自然川づくり」を推進しています。

5 水道の整備【薬事衛生課】

平成28年度末現在、県内の水道普及率は97.0%であり、約66万5千人の県民が安全・安心な水道を利用しています。その内訳は、上水道（13箇所）が約52万7千人、簡易水道（139箇所）が約13万7千人、専用水道（30箇所）が約9百人です（簡易水道の箇所数は、現在上水道や他の簡易水道との事業統合が進められており減少してきています）。

また、集落の点在などにより水道施設整備が非効率な中山間地域では、水道普及率に算入されない小規模水道施設や飲用井戸の整備が進んでおり、これらを含めると99.2%（約68万人）の県民が安全な飲料水を利用できる環境となっています。

表1-4-1 水道普及率

年度	総人口 (A)	給水人口 (B)	普及率 (B/A)	上水道事業		簡易水道事業		専用水道		全国 普及率
				箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	
7	768,299	712,909	92.8	20	522,659	217	189,198	10	1,052	95.8
8	768,691	715,326	93.1	20	526,486	214	187,775	7	1,065	96.0
9	768,310	716,660	93.3	19	525,591	216	189,993	7	1,082	96.1
10	765,980	717,655	93.7	19	527,556	210	189,238	6	861	96.3
11	763,699	716,808	93.9	19	528,070	205	188,048	3	690	96.4
12	759,033	714,521	94.1	19	528,311	205	185,739	3	471	96.6
13	755,878	712,387	94.2	19	526,166	205	185,750	3	471	96.7
14	752,826	713,969	94.8	19	527,065	202	184,981	29	1,923	96.8
15	749,224	712,410	95.1	19	528,172	203	182,597	36	1,641	96.9
16	744,702	713,081	95.8	15	528,650	202	182,244	40	2,187	97.1
17	737,441	707,496	95.9	14	526,858	203	178,660	38	1,978	97.2
18	732,235	706,522	96.5	13	523,040	202	181,374	40	2,108	97.3
19	726,397	701,852	96.6	14	527,631	199	172,383	39	1,838	97.4
20	720,290	697,450	96.8	14	525,854	198	169,805	42	1,791	97.5
21	716,164	693,940	96.9	14	525,350	193	167,086	40	1,504	97.5
22	711,932	688,632	96.7	14	522,793	189	164,816	35	1,023	97.5
23	707,439	683,937	96.7	14	525,260	176	157,659	37	1,018	97.6
24	702,807	679,117	96.6	13	528,849	166	149,698	37	570	97.7
25	697,489	676,257	97.0	13	528,764	165	146,880	34	613	97.7
26	692,415	669,998	96.8	13	528,346	158	140,972	33	680	97.8
27	689,986	668,443	96.9	13	527,741	151	139,925	32	767	97.9
28	684,888	664,504	97.0	13	526,961 (79.3%)	139	136,663 (20.6%)	30	880 (0.1%)	未公表

(注1) 水道の定義

- 上水道事業 計画給水人口5,001人以上の水道事業
 簡易水道事業 計画給水人口101人～5,000人の水道事業
 専用水道 居住者101人以上の自家用水道及び水道事業以外の水道又は20m³を超える給水能力をもつ水道(H14～)

(注2) 総人口はH29.4.1時点の市町村別人口動態(統計調査課)による

(注3) 専用水道の給水人口は自己水源のみによる13箇所の現在給水人口を計上し、水道事業から受水する17箇所の人口は除く

(注4) 平成28年度の各水道給水人口下段の()書きは給水人口664,504人に対するそれぞれの割合を示す